

令和6年度 浄水水質検査結果（概要）

番号	項 目	基準値 (mg/L)	法定 検査 頻度	省略 の 可否	分 類	水質検査結果（○：異常なし △：基準超過あり 空欄：検査を省略したもの）																						
						久万		畑野川				直瀬			露峰			二名	御三戸	三和	大川	古味	二箇	黒藤川	成河	落出	永野	里成
						高山	下野尻	河之内	遅越	千本	中野村	上直瀬	下直瀬	古岩屋	落合	西ノ川	父野川	瀬戸										
1	一般細菌	100個以下	月1回	×	病原性 微生物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○		
2	大腸菌	不検出				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	年4回	○	無機物質 (金属類)															○	○	○	○	○	○	○		
4	水銀及びその化合物	0.0005以下																				○	○	○	○	○	○	○
5	セレン及びその化合物	0.01以下																				○	○	○	○	○	○	○
6	鉛及びその化合物	0.01以下																				○	○	○	○	○	○	○
7	ヒ素及びその化合物	0.01以下																				○	○	○	○	○	○	○
8	六価クロム及びその他化合物	0.02以下													○							○	○	○	○	○	○	○
9	亜硝酸態窒素	0.04以下																				○	○	○	○	○	○	○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下				×	消毒副生成物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下																						○	○	○	○	○
12	フッ素及びその化合物	0.8以下																				○	○	○	○	○	○	
13	ホウ素及びその化合物	1.0以下		○	無機物質 (その他)																○	○	○	○	○	○		
14	四塩化炭素	0.002以下																				○	○	○	○	○	○	
15	1,4-ジオキサン	0.05以下																				○	○	○	○	○	○	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下																				○	○	○	○	○	○	
17	ジクロロメタン	0.02以下																				○	○	○	○	○	○	
18	テトラクロロエチレン	0.01以下																				○	○	○	○	○	○	
19	トリクロロエチレン	0.01以下																				○	○	○	○	○	○	
20	ベンゼン	0.01以下																				○	○	○	○	○	○	
21	塩素酸	0.6以下	×			消毒副生成物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
22	クロロ酢酸	0.02以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
23	クロロホルム	0.06以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
24	ジクロロ酢酸	0.03以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
25	ジクロロクロロメタン	0.1以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
26	臭素酸	0.01以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
27	総トリハロメタン	0.1以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
28	トリクロロ酢酸	0.03以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
29	ブロモジクロロメタン	0.03以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
30	ブロモホルム	0.09以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
31	ホルムアルデヒド	0.08以下		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
32	亜鉛及びその化合物	1.0以下	○	着色																○	○	○	○	○	○			
33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下			○	○	○	○	○	○		○	○	○		○					○	○	○	○	○	○		
34	鉄及びその化合物	0.3以下																			○	○	○	○	○	○		
35	銅及びその化合物	1.0以下																			○	○	○	○	○	○		
36	ナトリウム及びその化合物	200以下																			○	○	○	○	○	○		
37	マンガン及びその化合物	0.05以下	月1回	×	着色															○	○	○	○	○	○			
38	塩化物イオン	200以下				味覚	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	年4回	○	味覚	○	○			○	○			○	○	○				○	○	○	○	○	○			
40	蒸発残留物	500以下				○	○			○	○		○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	月1回	○	発泡・臭気															○	○	○	○	○	○			
42	ジェオスミン	0.00001以下				かび臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
44	非イオン界面活性剤	0.02以下				年4回	発泡・臭気																○	○	○	○	○	○
45	フェノール類	0.005以下						×	臭気																○	○	○	○
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3以下	基礎的 性状	味覚	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	pH値	5.8～8.6		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
48	味	異常でない		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
49	臭気	異常でない		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
50	色度	5度以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
51	濁度	2度以下		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

※検査の省略項目について（空欄）：関係法令の規定に基づき、過去3年間の検査の結果により最大3年間に1回まで省略可能となる項目